

第 10 回

渋川地区市町村任意合併協議会会議録

日 時 平成16年7月27日(火)
午後2時00分~2時45分
場 所 渋川市民会館 小ホール

渋川地区市町村任意合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員44名・参与5名）

役職名	委員区分	氏 名	備 考
会 長		木暮 治一	渋川市長
副会長	1号委員 (市町村長)	関口 俊二	伊香保町長
		小野 利治	小野上村長
		阿久津 貞司	子持村長
		木村 榮一	北橘村長
委 員	2号委員 (助役)	桑島 保男	渋川市助役
		村尾 隆史	伊香保町助役
		野村 哲男	小野上村助役
		信澤 明	子持村助役
		都丸 芳雄	赤城村助役
		塙谷 勝巳	北橘村助役
	3号委員 (議會議員)	宮下 宏	渋川市議會議長
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員
		新井 晟久	渋川市議会選出議員
		松本 好司	伊香保町議會議長
		高橋 寿男	伊香保町議會選出議員
		塙野 光弘	伊香保町議會選出議員
		平方 由衛	小野上村議會議長
		中沢 義美	小野上村議會選出議員
		角田 皇	小野上村議會選出議員
		山下 重夫	子持村議會議長
		埴田 彦一郎	子持村議會選出議員
		角田 一民	赤城村議會議長
		岩崎 幸代	赤城村議會選出議員
		狩野 富雄	赤城村議會選出議員
		狩野 義雄	北橘村議會議長
		南雲 錄一	北橘村議會選出議員
		楯 信一	北橘村議會選出議員

役職名	委員区分	氏 名	備 考
委 員	4号委員 (学識経験者)	飯野 照男	渋川市農業委員会会长
		山口 源一郎	伊香保町区長会会长
		千明三右衛門	(社)伊香保温泉観光協会会长
		長竹 佳子	伊香保町婦人会会长
		木暮 敞治	小野上村商工会会長
		村上 嶋男	小野上村農業委員会会长
		小野 こと	小野上村レディースクラブ会長
		飯塚 重雄	子持村自治会会长連絡協議会会长
		石関 吉幸	子持村商工会会長
		小澤 一二	子持村農業委員会会长
		木暮 政光	赤城村商工会会長
		兵藤 吉弘	赤城村農業委員会会长
		池田 洋一	赤城村区長会会长
	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	中村 亮典	北橘村商工会会長
		小泉 隆雄	北橘村農業委員会会长
		小野 宇三郎	群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長
		桜井 芳樹	渋川地区医師会会长
参 与		角田 登	群馬県議會議員
		真下 誠治	群馬県議會議員
		登坂 建一	渋川行政事務所長
		亀井 勝男	北群渋川農業協同組合代表理事組合長
		三田 善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長

欠席委員等(委員6名・参与1名)

委 員	1号委員	永井 良一	赤城村長
	3号委員	後藤 邦夫	子持村議會選出議員
	4号委員	今成 久男	渋川市自治会連合会会长
		町田 久	渋川商工会議所会頭
		井野 信一郎	北橘村区長会会长
	5号委員	戸所 隆	高崎経済大学地域政策学部教授
参 与		大林 喬任	群馬県議會議員

市町村合併担当課長等

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	都丸 博樹	企画課長
伊香保町	高橋 義明	企画観光課長
小野上村	平方 敏治	企画観光課長
子持村	後藤 光好	企画課長
赤城村	樺澤 常雄	企画課長
北橘村	町田 進	企画財政課長

事務局職員

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	吉原 康之	事務局長
渋川市	五十嵐 研介	事務局次長
渋川市	福島 泰利	総務GL(グループリーダー)
渋川市	笹原 浩	計画G(グループ)
渋川市	灰田 幸治	調整G
渋川市	木村 毅	総務G
伊香保町	藤岡 孝広	計画GL
小野上村	飯塚 玄浩	調整G
子持村	寺島 剛	総務G
赤城村	須田 茂之	計画G
北橘村	萩原 一夫	調整GL

傍聴人

区 分	人 数	備 考
報道関係者	1社 1名	
一般	6名	
合 計	7名	

2 会議に付した案件

報告事項

報告第27号 未協議項目について

開会（午後2時）

事務局次長（五十嵐研介君） 定刻となりましたので、ただいまから第10回渋川地区市町村任意合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） どうも皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては本当にお忙しい中、またお暑い中にもかかわりませず、任意合併協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本協議会につきましては、渋川地区関係6市町村長の合意のもとに昨年8月28日に設置して以来、第1回協議会を10月5日に開催いたしました。本日で第10回目を迎えることになりました。この間におきまして、委員の皆様には貴重な時間をちょうだいいたしまして、すべての協議事項について、項目につきまして協議終了に至っておりませんけれども、多くの合併協議項目につきましてご協議いただき、合併に際しての調整方針をご決定いただいたところであります。法定協議会への移行時期につきましては、合併特例法の期限内での合併ということで、なるべく早い時期が望ましいと申し上げてまいりましたが、去る7月20日に開催いたしました正副会長会議におきまして、法定協議会の設置時期についてご提案申し上げました。この結果、9月中旬を目途に法定協議会を立ち上げることとし、おおむね8月下旬にそれぞれの議会へ法定協議会設置に係る議案を上程することが確認をされたところであります。このようなことから、次回以降の協議会につきましては法定協議会へと衣がえをいたしまして、残された協議項目につきましてご協議いただくことになると考えております。

開会に当たりまして、皆様に法定協議会への移行時期の目安をご報告申し上げ、今後のご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございました。

それでは、ただいまから次第に基づきまして報告事項に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長が議長になるとされておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は44人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数50人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして、会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） それでは、規程に従いまして、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

まず最初に、会議録署名人の指名ですが、協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。各市町村の特別職にお願いすることとしてありますので、前回は伊香保町の村尾助役さんにお願いいたしましたので、今回は子持村の信澤助役さんにお願いいたしたいと思います。ご承認いただけますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご承認ありがとうございました。

それでは、会議録署名人につきましては、子持村の信澤助役さんにお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第3の報告事項、報告第27号 未協議項目についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

報告第27号 未協議項目について

事務局長（吉原康之君） それでは、議案資料の小さい方の資料ですが、まことにまだらんいただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして、報告第27号であります。これについては、次のとおり報告するものとするものであります、B4の大きい資料の方に目を移していただきたいと思います。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。これからご説明申し上げる資料につきましては、前回の協議会でご説明を申し上げましたとおり、合併の方向性が明確にならないと協議することが難しい項目について整理をいたしたものであります。今後これらの協議項目を協議する場合については、協議内容によっては協議の際留意しなければならない事項等につきまして、あらかじめご説明を申し上げまして、ご理解をいただいた方がよろしいだらうということでご説明申し上げるものであります。やや幾つか資料がまとまったものでありますから、時間がかかると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1ページの1の新市の名称であります。1の留意事項であります、冒頭に記載のとおり渋川地区の場合新設合併だということから、6市町村はいずれも廃止をされまして、新しい市が誕生することになります。したがいまして、協議で新しい市の名称を決定する必要があります。その場合には、次のようなことを留意する必要があります。まず、(1)でありますが、既存の他の市の名称と同一でないことという要件であります。ただし、以下に整理をいたしましたよう

な場合については同一ではないということになります。一つは、アにありますように表記は同じであるが、読み方が異なるといった場合であります。具体的には括弧内の例のように、ひゅうが市を一方はひなた市と読む、こういった市の名称とするような場合は同一でないとされております。もう一つは次のイにありますように、ただいまのアとは逆に、読み方が同じでありますか、表記が異なるといった場合であります。この例として括弧内の実例では、佐賀県の鹿島市と茨城県の鹿嶋市を挙げております。なお、市の場合、既存の町村とは同一の名称でも、また類似の名称なら既存の町村に限らず、市であっても名称とすることが法律的には可能でありますが、一般的には好ましくないとされております。それから、同じ欄の右側の（2）でありますか、市の名称には日本語で、かつ当用漢字を用いることが適當とされておりまして、算用数字、外国文字、記号等は適當でないとされております。次に、（3）でありますか、以下のアからウに整理をいたしましたように、その意味が公序良俗に反するようなもの、読み方がわかりにくいもの、文字が多く、長過ぎるものなどは不適切とされております。関係法令は、市の名称及び市町村の廃置分合等に係る地方自治法の関係規定を抜粋したものでありますか、説明は省略をいたします。

2になりますが、先進地事例であります。やや字が小さくて申しわけありませんが、まず（1）は名称の採用例ということで整理をいたしたものであります。上の表は、関係市町村のいずれかの名称を採用した事例であります。下の表は新しい名称を採用した事例でありますか、これらの例では比較的平仮名や片仮名を使っているものが多いことがわかります。中ほどにあります南アルプス市の場合は、かなり話題となつたことはご承知のとおりであります。次に、2ページをお願いいたします。（2）でありますか、先進地事例では市の名称を決定するのにどのような方法をとったかということを整理したものでありますか、左側から東かがわ市、根上町等の合併協議会、山県市の三つの例は、細部では違いが見られますものの、ほぼ同様の方法で名称を決定したことがわかります。東かがわ市の例を中心に上から見ていきますと、の募集方法ははがき、封書、ファックスなどで、同一人、同一名称の応募は1人1点限りとしてあります。の募集範囲ということでは、応募資格を限定せずに一定の選定基準を設けまして、文字や既存の名称を入れないなどの基準につきましては3例とも同様でありますか、他の基準につきましてはごらんのとおり特徴が見られるところであります。次にありますように、選考は小委員会を設置して行い、そこで一定数の候補を絞り、になりますが、最終的には2ないし3点の中から決定したということであります。

の決定に要した期間は、4ヶ月ないし5ヶ月であります。最後の懸賞として、いずれも名称として決定された作品には商品券10万円などを出したようあります。それから、表の一番右側にあります篠山市の例でありますか、

決定に至るまでの経過は東かがわ市などの例とはかなり異なっているようあります。これについても上から順に見ていきますと、応募ははがきで、応募資格を合併関係町の住民に限定し、次の選定基準につきましては特に他の事例と異なっておりまして、篠山を必ず使ってということにしたということでありまして、小委員会を設置したということですが、その協議では意見の一致が見られなかつたことから、首長の会議で調整後、協議会で最終決定をしたようあります。決定に要した時間も他と異なりまして、1ヶ月という短期間であったということあります。

3ページをお願いいたします。2の議会の議員の定数及び任期の取り扱いがありますが、これについては現在小委員会において協議が進められておりまして、その経過等については6月30日の任意協議会において小委員会の委員長からの報告がなされたところであります。ごらんをいただいている資料の内容は、そのときの報告に関連をいたしまして事務局から説明をいたしたものとほぼ同様の内容でありますので、主要なものについてのみ説明をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

1の市町村の現況でありますが、表の(2)の関係市町村議員の任期であります。記載のとおりそれぞれ異なった任期となっておりますが、表の右側にあります赤城村の場合は平成17年8月31日となっていまして、いわゆる合併の期限であります平成17年3月31日に知事への申請ができますと、合併期日は平成17年4月1日から平成18年3月31日の間のいずれかに決めることになりますので、その場合赤城村の議員の任期は期日決定の際に考慮しなければならない要素の一つになると考えております。

次に、2の合併特例法等の対照表であります、表の左側にあります区分ごとに特例法を適用しない場合と適用する場合について比較をした資料であります、まず適用しない場合について見ますと、任期は4年で、定数は当地区の人口規模から30人以内で決めることになります。次に、定数特例を採用いたしますと、任期4年というのは適用しない場合と同様であります、定数は30人の2倍以内、60人以内で任意で決めることになります。次に、在任特例を採用いたしますと、任期は2年以内ということで決定し、定数はこの地区の議員全員、表の最下段に記載のとおり94人の議員が在任することになります。4ページをお願いいたします。(5)の選挙区であります、特例法を適用しない場合、適用しても定数特例を採用いたしますと、選挙区を設置することができます。表に記載の事項は、その根拠法令を抜粋したものであります。

その下になりますが、3の市町村の議員の報酬の現況ですが、表の最下段、報酬年額については、渋川市の1億3,724万7,700円が最も高額で、欄外にありますように6市町村合計では3億8,966万5,300円となります。

5ページをお願いいたします。4の合併後の報酬ですが、表の最下段の（3）をごらんいただきたいと思います。ここでは、特例を適用しない場合及び適用する場合それぞれにつきまして一定の前提で渋川市の報酬額に合わせた場合、現行の6市町村の議員報酬総額に比べてどうなるかについて整理をしております。まず、特例を採用せずに議員定数を30人とした場合、記載のとおり6市町村の合計額よりも2億300万円ほど少なくて済むことになります。その右の欄になりますが、定数特例を採用し、議員定数上限の60人とした場合、6市町村の合計額よりも1,900万円ほどこの場合は少なくて済みます。次に、一番右側の在任特例を採用し、この場合は議員94人が在任することになり、6市町村の合計額よりも1億8,900万円ほど多額になります。

6ページをお願いいたします。5の先進地事例ですが、表の（4）の適用特例の欄をごらんいただきますと、在任特例を採用した事例が多い状況にありますと、（5）の特例の適用期間の欄を見ていただきますと、1年1ヶ月とするもの、2年とするもの等があります。最近の例では定数特例を採用する例が多くなっているようありますと、在任特例を採用する場合でも在任期間を短くする、こういった例が多いようです。

7ページをお願いいたします。3の農業委員会の委員の定数等ですが、これについても議員の場合と同様でありますので、主要なものについて説明いたしますと、1の市町村の現況でありますと、（1）の委員数ですが、特例等の適用を受ける選挙による委員数の合計は6市町村で88人となります。（2）の任期では、表の中ほどの子持村の平成17年10月16日以外はすべて平成17年7月19日であります。

次に、2の特例等の適用を受けるか、受けないかといったことを前提に、どのような選択があるかといった検討のために整理をしたものでありますと、これにつきましては過日の任意協議会で詳細に説明しておりますんで、説明は省略をいたします。

8ページをお願いいたします。関係法令でありますと、公職選挙法や農業委員会等に関する法律等の関係規定を抜粋したものでありますと、説明は省略をいたしまして、次の9ページをお願いいたします。

3の農業委員会の委員の報酬の現況でありますと、表の欄外にありますように6市町村の合計は2,900万円ほどになります。

次に、4の合併後の報酬でありますと、表は特例法を採用しない場合と採用する場合それぞれについて、報酬を高いところに合わせた場合と低いところに合わせた場合の資料でありますと、最下段、（4）をごらんいただきたいと思います。まず、高い方に合わせると1,500万円ほど、低い方に合わせると2,400万円ほどそれぞれ低くなますが、これは委員が30人以内ということで現行よりも少なくなります。

るからであります。特例を適用いたしますと、ただいまと同様に見ていきますと、高い方が286万円ほど高くなり、低い方が1,600万円ほど低くなります。

次に、5の先進地事例でありますと、佐野市の例では、新市では一つの農業委員会を置き、在任特例を適用し、4ヶ月ほどの在任期間としております。次の郡上市の例では、二つの農業委員会を置き、在任期間を1年間としております。最後の周南市の例では、農業委員会法34条を適用し、すべての農業委員会が約2年間ほど存続し、その後一つに統合するとしております。

10ページをお願いいたします。4の地域審議会及び地域自治組織についてであります。1の地域審議会と地域自治組織でありますと、これらの組織は市町村合併によりまして、特に小規模自治体であった住民の声が行政に反映されにくくなるといったことや、住民自治をより充実するといった趣旨で制度化されたもので、地域審議会以外はことしの5月に行われました地方自治法の改正や合併特例法の改正などによりまして新たに制度化されたものであります。これらの組織を設置するかどうかについては、現在任意合併協議会で小委員会を設置して進めている議員や農業委員の定数、任期などの問題とも関連をさせて検討する必要があると言わっております。以下の表では、一番左側の欄のとおり、それらの根拠法令や法人格の有無などにつきましてそれぞれ整理をしております。

まず、これらの組織の違いを見てみると、大きくは表の上にありますように地域審議会と地域自治組織とに分けることができまして、地域審議会は市町村長の附属機関でありますので、後ほど説明をいたしますように一定の事項について市町村長の諮問に応じて意見を述べることが中心の任務であります。一方、地域自治組織は、大まかに言いますと、一定の予算を持ち、事務を処理するなど実際の行政執行にかかわりを持つといったことが任務とされていますので、この点で地域審議会とは性格を異にした組織であると言えます。

それでは、表に従って主要なものを説明いたしますが、根拠法令はいずれも合併特例法であります。

まず、地域審議会だけについて見ますと、(3)の設置区域でありますと、旧市町村単位で設置することができます。次に、(4)の設置手続でありますと、合併市町村の協議によりまして設置することになりますが、議会の議決が必要とされております。(5)は規約等ということで、組織の設置期間や構成員等の根拠について整理をしたものですが、協議によってただいま申し上げました事項等について定めることになります。次の(7)ですが、先ほども申し上げましたとおり市町村の事務に関し、首長の諮問に応じて審議し、答申をし、必要によっては意見を述べることができます。11ページをお願いいたします。地域審議会の欄をごらんいただきたいと思いますが、次の(8)の構成員の選任でありますと、協議会で定めることになります。(9)の構成員の報酬でありますが、先ほど申

し上げましたとおり地域審議会は市長等の諮問機関であることから、他の審議会と同様に各種委員会等との状況を勘案して決定されることになります。

お手数ですが、また10ページにお戻りいただきたいと思います。次に、地域自治組織を説明いたしますと、地域自治区と合併特例区について比較をしながら説明をいたしたいと思います。まず、(2)の法人格の有無ですが、地域自治区には法人格がありませんが、特例区には法人格がありまして、特別地方公共団体として位置づけられております。

次に、その下の設置区域であります、これについてはいずれも同様で、旧市町村単位ということが基本で、旧市町村の地域を合わせて設置することもできます。

(4)の設置手続であります、地域自治区は合併市町村の協議で期間を定めて設置することになります。これにつきましては、先ほどの地域審議会と同様に議会の議決が必要とされております。これに対しまして合併特例区は、合併市町村の協議によってということにつきましては地域自治区の場合と同様でありますが、規約を定める必要がありまして、設置期間は5年以内とされております。議会の議決を必要とするこども地域自治区の場合と同様でありますが、この特例区の場合には議会の議決後知事の認可を受ける必要があります。

次に、その下の規約等のところであります、地域自治区では関係市町村の協議によって、その欄に記載してありますように事務所の位置、名称、所管区域、後ほど説明いたします地域審議会の設置などを定める必要があります。これに対して合併特例区では、その右になりますが、の合併特例区の名称ほか、以下記載のまでの事項について詳細にわたって規約で定める必要がありまして、このことは先ほど申し上げました法律的には特別地方公共団体として位置づけられているということによるものであります。

次の(6)であります、地域自治区には地域協議会が、そして合併特例区には合併特例区協議会がそれぞれ設置され、これらの組織によりまして与えられた権限等の範囲の中で業務が進められることになります。

(7)であります、ここでは地域自治区に設置をされる地域協議会の権限等について整理をしておりまして、かなり詳細な記述となっておりますが、要旨を申し上げますと、では地域自治区の事務に関する事項について市町村長の諮問に応じて審議し、意見を述べること、そして事務の処理を進めるために必要とされる住民の連携強化に関する権限を有するとしております。では、合併市町村の協議に基づく重要な事項につきまして、自治区の区域に係るものについての決定や変更については、市町村長は地域協議会の意見を聞かなければならないとしております。では、やに関して必要に応じ、市町村長は適切な措置を講じなければならないとしておりまして、その右になりますが、合併特例区協議会についても

ただいまの地域協議会とほぼ同様の権限を有しております、地域自治区及び合併特例区いずれにおきましても事務執行等についてはただいまの協議会が中心的な役割を果たすことになります。

11ページをごらんいただきたいと思います。(8)になりますが、ここではただいまの地域協議会や特例区協議会の構成員の選任方法について整理をいたしておりまして、地域自治区に設置をされる地域協議会の場合は市町村長が選任をいたします。特例区協議会の場合も市町村長が選任することは同様であります、規約で選任方法を定めておく必要があります。

(9)の構成員の報酬はいずれも同様で、支給しないとすることができます。

(10)の区長等であります、地域自治区では事務吏員である事務所長を置き、場合によってはその事務所長のかわりに特別職である区長を市町村長の選任によって置くことができます。次に、合併特例区では、区長は市町村長が選任します。この場合の区長は特別職とされておりまして、区長は合併市町村の区長や支所長等を兼任することができます。区長は、特別区の代表者と位置づけられております。

(11)の任期であります、いずれも2年以内で、協議等によって定められます。

(13)の財源であります、地域自治区の場合は市町村が必要な予算を確保します。合併特例区では、市町村の移転財源によりまして通常の自治体と同様の予算を編成いたしますが、課税権、地方債発行権限はありません。地方交付税は、交付税の対象とされておりません。

次に、(14)であります、合併特例区では規約で定める公の施設の設置や、その管理などを行うことができます。

最下段、(15)の住居表示につきましては、いずれにおいても住居表示につきましては地域自治区、あるいは合併特例区の名称を冠するということになります。

12ページをお願いいたします。これは、ただいま説明の地域審議会等について市町村長や住民との関係を一覧できるように整理した図であります。一番左側の地域審議会では、住民や町内会など、そして支所とは並列的な関係にありますが、地域自治区及び合併特例区では比較的独立的な組織として、区域内の内部に地域審議会、そして住民や町内会などを包含していることがわかります。

13ページをお願いいたします。関係法令であります、このページから次のページにわたって地域審議会等に係る合併特例法などの関係規定を抜粋したものであります、説明は省略をいたしまして、15ページをお願いいたします。

一部事務組合等の取り扱いに関するものであります、まず1の設置状況の(1)であります、一部事務組合の関係では表にありますようにそれぞれ構成市町村の状況等に違いが見られまして、今後決定をされる協議会の調整方針に基

づきまして脱退、加入などの手続が必要となります。加入組合の状況によりましては実務の面で難しい対応をしなければならないものもあると考えております。(2)の渋川地区医療事務組合は、構成市町村が一つになりますので、解散をすることになります。16ページをお願いいたします。(5)の群馬県市町村総合事務組合につきましては、一般職員などの退職手当の支給に関連するものであります。現在渋川市が加入していませんことから、加入等に関連して財源の問題が生じることになります。他の説明は省略をいたしまして、17ページをお願いいたします。(2)の機関等の共同設置に係るものであります。表にあります組織についてそれぞれ一定の整理が必要となります。

18ページをお願いいたします。関係法令は、一部事務組合などに関連をいたしました地方自治法等の関係規定を抜粋したものであります。説明は省略をいたしまして、次の2の先進地事例であります。それぞれ背景等を異にしてありますことから、一部事務組合の種類等については違いが見られますものの、脱退、加入などの手続を進めるということでは、ほとんど同様の調整方針になっていることがわかります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長(木暮治一君) 報告第27号につきまして説明が終わりましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員(新井晟久君) ただいま説明を受けましたが、一番最初に会長の方から今後の審議については法定協議会に移行して、その後これらの協議を進めていくというような、一番最初そういう趣旨の発言があったと思うんですけども、それでよろしいんですか。これらの協議項目、今五つにわたった協議項目の説明、報告があったんですけど、これらの協議については法定協議会に移行した後にやるというような、ちょっと一番最初のあいさつの中で聞いたような気がするんですけど、その辺ちょっともう一回お聞かせください。

議長(木暮治一君) 事務局長。

事務局長(吉原康之君) 資料の冒頭のところで申し上げましたように今後法定協議会が設置される、そういう予定であります。これら説明した資料につきましては正式な協議項目として協議をしていただく、こういうことになろうかと思います。先ほど申し上げましたように、新市の名称等については一定の方向性が出ないと、なかなか協議をしていただけないというのが実務的にありますんで、そういう意味では法定協議会でただいま説明申し上げました協議項目も含めて、他の協議項目でまだ方針が決まっていないものもありますんで、その辺を協議していただく、こういう予定でありますんで、よろしくお願ひいたします。

議長(木暮治一君) はい。

委員（新井晟久君） そうしますと、前回の任意協議会で今後のスケジュールということで表が配られましたが、これはあくまで予定ということで書いてありますので、この前回配されましたスケジュール案では、第11回の協議会の予定ということで8月末に第11回協議会を予定しておりますけれども、そうすると任意協議会はきょうでおしまいということになるわけ。スケジュールが変更になるのですか。

議長（木暮治一君） 局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほど会長の方からあいさつで申し上げましたとおり、法定協議会の設置の状況が前回説明していろいろ申し上げました以降にそういう問題が入ってきましたものですから、ただいまご質問のように8月の下旬というようなことで任意協議会を11回というようなことで申し上げましたが、これについてはご質問のとおり一応変更するというようなことで考えておりますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） 変更ですか。変更ということは、またいつかやるということ。取りやめじゃないの。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 基本的には任意協議会がなくなるわけでありますから、取りやめということでご理解いただければと思います。

議長（木暮治一君） はい。

委員（高橋寿男君） 伊香保の高橋と申します。この資料に基づきましてただいまご説明あったわけでございますが、私は感じたことを1点だけ、お答えできる範囲で結構でございますが、お尋ねをいたします。回答よろしくお願ひいたします。

12ページでございますが、地域審議会及び地域自治組織の取り扱いという表題で書いてあるわけでございますが、この件について備考欄ですか、空欄のところに設置できる期間は5年以内、設置には関係市町村の協議により規約を定め、知事の認可が必要と書いてあるわけでございます。この点について、法律等についてどの程度のお考えでいらっしゃるのか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほども申し上げましたように、今後この地域審議会等についてもその取り扱いにつきましては任意協議会等でご協議いただくわけでありまして、それに基づいて設置をするかどうかというようなことをご決定いただいた上で、先ほど申し上げましたように説明の中では地域審議会、それから地域自治組織として地域自治区、それから合併特例区について説明いたしましたが、いずれの組織を設置するか、あるいは全然設置しないか、その辺を含めて今後協議会の中でご協議いただくというふうに考えておりますんで、よろしくお願ひい

たします。

委員（高橋寿男君） それでは、今後とも……

議長（木暮治一君） よろしいですか。

事務局長（吉原康之君） 追加ちょっとさせていただきます。

先ほど説明の中で任意協議会でと申し上げましたが、先ほど新井委員の説明の中で申し上げましたように任意協議会は今回で一応予定では終了というようなことで今進んでいますんで、正式には法定協議会でご議論いただくと、こういうことでありますんで、訂正をしてご説明にかえたいと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） はい。

委員（高橋寿男君） 私の希望といたしましては、法律に基づいて設置できるような方向で審議を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようでございますので、質疑を終了いたします。

それでは、本日の報告事項は以上であります。

次に、次第の4、その他に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

その他

事務局長（吉原康之君） それでは、別に配付をさせていただいております協議会だよりの号外をごらんいただきたいと思います。

過日の任意協議会でも実際の開会時期については今回とやや異なった説明を申し上げてきましたが、今回正副会長会議等でご決定いただいた住民説明会を記載のとおり8月に実施する予定であります。下に表がありますが、渋川市以下北橘村まで整理をしてありますが、回数は渋川市で4回、日程のとおり、それから伊香保町、小野上村、子持村、赤城、北橘については、任意協議会としてはそれぞれ1回開催することにしてあります。それから、表の欄外でありますが、赤城村は独自で8月4日から28日の間でありますが、任意協議会の説明会とは内容的には同じになりますが、村主催の説明会を予定している、こういうことでありますんで、よろしくお願ひしたいと思います。それから、緑の表紙の安らぎと触れ合いに満ちたホットなまちというようなことで、説明会に使うパートツーということで、前回説明会に使いました住民説明会の資料の後編というようなことで整理

をいたしたものであります、これを使って先ほど申し上げましたような日程でそれぞれ説明会をしていく予定でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

議長（木暮治一君） 住民説明会の開催及び今後の予定等につきまして説明が終わりました。

ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようでありますので、この件につきましては終了いたしました。

この際ですから、何かほかにご意見等ございましたらお願ひいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようでありますので、以上をもちまして本日予定をいたしました協議事項等はすべて終了いたしました。

ここで議長を退任させていただきますが、ここで伊香保町長の方から発言の申しだすございますので、よろしくお願ひいたします。

どうぞ。

委員（関口俊二君） それでは、座ったままで失礼をいたします。30日の日に同時に法定協に入ろうと、そして法定協に入る、入らないの議会を1日、または2日に統一をしようという話がありました。伊香保の事情で、伊香保だけは4日、または5日の日まで延ばしていただきたいというふうに市長の方に申し入れをいたしました。

報告いたします。

議長（木暮治一君） 以上のとおりであります。

この件につきましては、特に問題があつての議会があくれるということでございませんので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上で私の議長の責任は終了いたしました。ここで議長の席おろさせていただきます。ありがとうございました。

事務局次長（五十嵐研介君） 長時間にわたりましてご協議いただき、大変ありがとうございました。

以上をもちまして第10回渋川地区市町村任意合併協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉 会（午後2時45分）

(会議録署名)

渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに
署名する。

平成16年7月27日

議長

木暮治一

署名委員

信澤明